

令和5年度 基本評価における二次政策評価の実施方針

1 趣旨

道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、令和5年度基本評価（施策評価及び事務事業評価）において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。

2 基本的な考え方

令和5年度政策評価基本方針第2の1（4）及び（5）の規定により、基本評価（施策評価及び事務事業評価）における二次政策評価を実施する。

なお、評価に当たっては、令和5年度基本評価における一次政策評価の実施方針第3の1の「一次政策評価の基本的な考え方」を踏まえるとともに、政策目標への貢献度や実効性の確保を重視した点検・検証を行うものとする。

3 二次政策評価の対象

(1) 施策評価

条例第6条の規定により各実施機関が一次政策評価を行った施策とする。

(2) 事務事業評価

条例第6条の規定により各実施機関が一次政策評価を行った事務事業とする。

4 二次政策評価の視点及び方法

(1) 重点的な視点

北海道総合計画、重点戦略計画などの関連する計画及び知事公約並びに行財政運営の基本方針等の着実な推進に向けて次の視点により重点的な点検・検証を行う。

ア 施策評価

(7) 施策目標の達成状況

- a 目標の達成状況に遅れがみられるもの
- b 目標を達成する上で特に大きな課題があるもの

(4) 施策間の連携状況等

- a 関連する施策間・部局間の相互連携が不十分なもの
- b 多様な主体による連携・協働の取組が不十分なもの

(5) 施策の緊急性、優先性

- a 経済社会情勢の変化や道民の要請等を踏まえ、緊急性が高く、優先的に取り組む必要のあるもの
- b 前年度の評価結果や新たな課題等への対応が必要なもの

イ 事務事業評価

(7) 事務事業の有効性

施策目標の達成に向けた貢献度など

(4) 事務事業のコスト

施策水準の妥当性、対象・手段、効果的・効率的な予算執行など

(5) 事務事業の執行体制

執行体制の簡素化・効率化、関連事務との集約化など

(イ) 上記以外で、特に必要と認めるもの

(2) 二次政策評価の調整

重点的な視点を踏まえた二次政策評価の実施方法など必要な事項については、別に定める。

(3) 評価調書の作成

知事は、別に定めるマニュアルにより各実施機関が作成した基本評価調書に必要な応じて意見を付して実施機関へ通知する。

5 専門委員会等意見の反映

評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会から意見を聴取するなど、外部意見の活用に努めるものとする。